

自動車リサイクル法の施行に向けた取組みについて

平成15年9月8日
製造産業局
自動車課

1. 自動車リサイクル法の施行スケジュール

平成14年7月	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）公布
15年8月	政省令の大部分を策定済み
16年7月1日	法律第二段階施行（許可の開始等）
17年1月1日	法律完全施行（行為義務、リサイクル料金の預託義務等が発生）

2. 本格施行に向けた準備体制

(1)自動車リサイクル法の施行に向けた課題について検討するため、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委自動車リサイクルWGと中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会の合同会議（座長：永田勝也早稲田大学教授）を2～3ヶ月ごとに開催中。詳細な検討を要する分野については、合同会議の傘下に以下の2つの専門委員会も設けて検討を行ったところ。

特定再資源化等物品関係検討タスクフォース / 小委員会合同会議
許可基準等検討タスクフォース / 小委員会合同会議

(2)また、特に、(社)日本自動車工業会及び各自動車メーカー等が中心となって、解体業者・破砕業者等の関係業者とも相談しつつ、物流・金流・情報流についての具体的な実務体制を検討・整備中。

(3)指定法人に関しては、資金管理法人、情報管理センター、指定再資源化機関の3機能について、(財)自動車リサイクル促進センターからの申請を受け、6月24日付けで経済産業・環境大臣が指定を行ったところ、具体的な実務体制を検討・整備中。

3. 主要検討事項

(1)解体業者等の関係事業者関係

許可基準、再資源化基準（行為基準）等の内容を、使用済自動車の流通・処理実態を十分に踏まえたものとすべく、全国4ヶ所での事業者からのヒアリング、アンケートやパブリックコメントを踏まえて決定。

解体業の許可基準

－事業の用に供する施設

廃油等の流出防止等のため、コンクリート床面、油水分離装置、屋根等の設置を原則とする解体作業場を保有 等

－申請者の能力

解体手順等を記載した標準作業書を作成し、事業者に周知すること等

解体業の再資源化基準

－部品や部材を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収

－鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液等を事前に回収 等

破砕業者の許可基準

－事業の用に供する施設

- ・生活環境保全上適正な処理可能な破砕施設等を保有
- ・汚水の外部への流出防止等のため、コンクリート床面、排水処理施設、屋根等の設置を原則とする自動車破砕残さの保管場所を保有 等

－申請者の能力

破砕手順等を記載した標準作業書を作成し、事業者に周知すること等

破砕業の再資源化基準

－鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収

－自動車破砕残さと他の破砕残さの混合防止 等

(2)自動車メーカー等が行う再資源化関係

自動車製造業者等が引き取って再資源化を行うシュレッダーダスト（ASR）、エアバッグ類の再資源化基準（自動車メーカー等が達成すべきリサイクル率の水準）について、パブリックコメント等を踏まえて決定。

特に、ASRのリサイクル水準については、平成9年に策定された関係業者の取組指針である使用済み自動車リサイクルイニシアティブにおける「2015年以降使用済自動車全体でのリサイクル率95%以上」との目標と整合がとれたものとなるよう、2015年度以降70%以上とするとともに、施設整備に時間を要することを踏まえた経過措置として2005

年度以降30%、2010年度以降50%と段階的に水準を上げていくこととする。

エアバッグ類については、その適正処理・再資源化の方法として、解体業者が取り外して自動車メーカー等に引き渡して行う方法に加えて、解体業者が自動車メーカー等からの委託を受けて車上作動処理（使用済自動車に搭載されたままの状態で作動処理）する方法についても位置付けたところ。

(社)日本自動車工業会及び各自動車メーカー等は、上記を踏まえ、ASRやエアバッグ類の具体的な物流の仕組みの検討、ASRリサイクル施設の整備（ASRリサイクル業者への委託を含む）、リサイクル技術の開発・実証を実施中。

(3)リサイクル料金関係

リサイクル料金の具体的な収受体制、資金管理法の透明性・公正性を担保するための措置、預託されたリサイクル料金の運用方法の詳細等につき実務面から検討中。

(4)電子マニフェスト等の電子情報システム構築関係

(社)日本自動車工業会を中心に、具体的な実務を行うために必要な電子情報システムを設計・開発中。

(5)その他

離島・不法投棄対策の運用について、自治体等とも相談しつつ実務的な内容を検討中。

(社)日本自動車工業会において、二輪車リサイクル、環境負荷物質使用削減、架装物リサイクルについて自主的に取り組み中。

自動車リサイクル法の円滑な施行に資するものとして、自動車リサイクル部品の活用促進策について、関係事業者の方々と引き続き検討中。

4. 制度の普及・広報

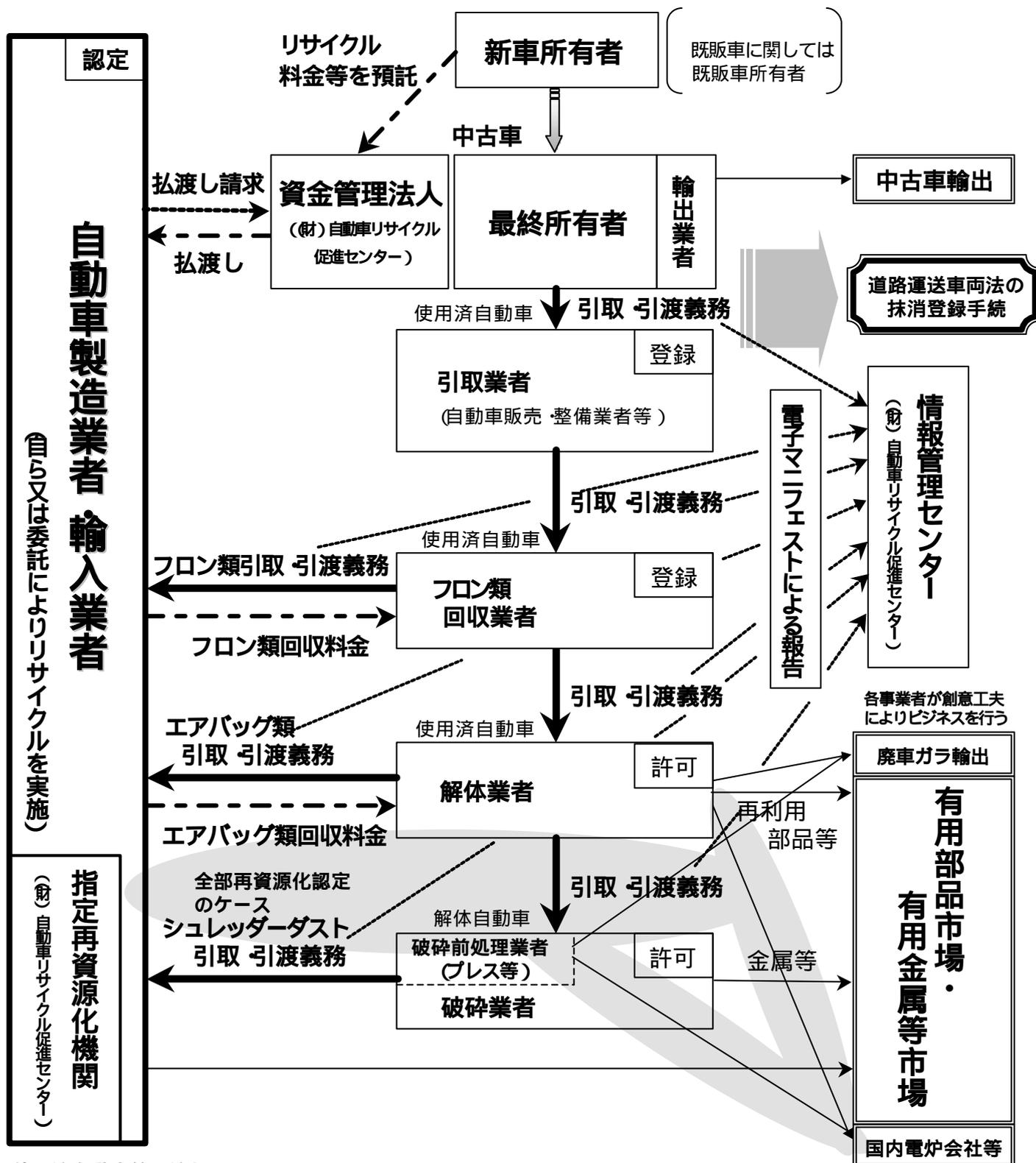
本年1月～3月に、全都道府県52ヶ所において、関係事業者向け説明会を実施。

本年2月から、新車・中古車販売業者、整備業者経由で、自動車ユーザー向けのビラ（1400万枚）を配布中。

今後とも、検討の進捗に応じて、広範に広報・説明会を実施する予定（9月から10月にかけて全都道府県で関係事業者向けの第2回説明会を開催中）。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称 自動車リサイクル法)



使用済自動車等の流れ



リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関(財)自動車リサイクル促進センター)が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。

(参考2)

(財)自動車リサイクル促進センターの概要
(平成15年7月10日現在)

設立 平成12年11月
理事長 京都大学名誉教授 平岡正勝
役員 22名(うち常勤3名)
職員 45名

賛助会員 (社)日本自動車工業会
(社)日本自動車部品工業会
(社)日本自動車販売協会連合会
(社)全国軽自動車協会連合会
日本自動車輸入組合
(社)日本中古自動車販売協会連合会
(社)日本自動車整備振興会連合会
(社)日本鉄リサイクル工業会
(財)日本自動車研究所

主務官庁 経済産業省、国土交通省、環境省

主な活動内容

フロン回収・破壊法に基づくフロン引取・破壊システムの運営
使用済自動車に関し、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及促進
広報誌「JARC」の発行など、自動車リサイクルに関する各種広報活動
使用済自動車の電子マニフェストの在り方についての調査研究を始め各種の調査研究